

那珂市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県が策定した太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）を運用するに当たり、必要な事項を定め、生活環境への配慮と自然環境の保護及び地域の理解促進を図り、市民の安全と安心を確保することを目的とする。

(営農型発電設備設置に関する協議)

第2条 太陽光発電施設を設置しようとする者（以下「事業者」という。）は、県ガイドラインに規定する太陽光発電施設を設置するのに適当でないエリアのうち、「農用地区域」、「甲種農地又は採草放牧地」又は「第1種農地又は採草放牧地」に営農型発電設備を設置する場合は、その適否について、次条に規定する地元関係者への説明の前に市長及び農業委員会と協議を行うものとする。

(事前説明)

第3条 事業者は、事前に事業概要等を地元関係者に説明し、理解を得るものとする。

2 前項の地元関係者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 計画地に隣接する土地の所有者
- (2) 計画地の境界からおおむね300メートル以内に居住する者又は事業を営む者
- (3) 太陽光発電施設の設置により生活環境への影響を受けるおそれのある者
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 事業者は、地元関係者から施工、維持管理等に対する要望等があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

(事前協議)

第4条 事業者は、出力10キロワット以上の太陽光発電施設（分割案件で合算して10キロワット以上となるものを含む。）を設置する場合は、施工、維持管理等について、市長と事前に協議するものとする。この場合において、他の要件で事前協議を行うときは、その協議と同時に行うこととする。

2 事業者は、前項に規定する事前協議を行うため事業概要書（県ガイドライン別紙様式1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 位置図（縮尺1/10, 000程度）
- (2) 土地利用計画図（配置図、縮尺1/1, 500程度）
- (3) 本体・架台の構造図
- (4) 支持物の構造計算書等、構造強度が確認できる資料（4メートルを超える支持物を設置する場合に限る。）
- (5) 事業説明報告書（別記様式）
- (6) 経済産業省発行の再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定書の写し（発電事業計画に変更があった場合は、その変更申請をした旨を証する書類）

- (7) 全部事項証明書の写し
- (8) 公図の写し
- (9) 計画工程表（撤去計画を記載すること）
- (10) その他市長が必要と認めるもの
（協定の締結）

第5条 市長は、前条の規定による事前協議が終了したときは、事業者に対し、太陽光発電施設の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関し、那珂市環境基本条例（平成14年那珂町条例第31号）第11条に規定する環境保全に関する協定の締結を申し入れるものとする。

（適正な土地利用等）

第6条 事業者は、太陽光発電設備の事業計画に見合った土地利用計画に基づき、太陽電池モジュール及び太陽光パネル設置枚数に対し、著しく過大な面積を利用しないよう努めることとする。この場合において、事業区域が農地に含まれるときは、農地転用行為が生じることから、必要最小限で適正な分の転用に努めることとする。

（工事完了の報告）

第7条 事業者は、太陽光発電設備工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（県ガイドライン別紙様式2）を市長へ提出するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

事業説明報告書

年 月 日

那珂市長 様

事業者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

太陽光発電施設を設置するに当たり、施設の適正な設置及び維持管理等について、地元関係者に説明したので報告します。

説明日	説明した相手の氏名	説明方法
地元関係者からの意見・要望		
地元関係者からの意見・要望への回答		